

第五十一回 参議院文教委員會會議錄第十号

昭和四十一年三月三十日(水曜日)

午後四時三十八分開会

委員の異動

三月三十日

辞任

武寿君

補欠選任

田代富士男君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

二木 謙吾君

北畠 教真君

久保 勘一君

千葉千代世君

松永 忠二君

委員

近藤 鶴代君

内藤 三郎君

中上川アキ君

中村喜四郎君

山下 春江君

吉江 勝保君

秋山 長造君

小野 明君

鈴木 力君

田代富士男君

林 塩君

国務大臣

文部大臣

中村 梅吉君

政府委員

文部政務次官

中野 文門君

文部大臣官房長

安嶋 彌君

文部省初等中等

教育局長

齋藤 正君

文部省大学學術

局長

杉江 清君

事務局側

常任委員会専門

員

渡辺 猛君

文部省大学學術

局長

安養寺重夫君

文部省体育局学

校保健課長

吉川 孔敏君

説明員

本日の會議に付した案件

○国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(二木謙吾君) ただいまから文教委員會を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。本日、辻武寿君が委員を辞任され、その補欠として田代富士男君が選任されました。

○委員長(二木謙吾君) 国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き、これより質疑に入ります。質疑のある方は御発言をお願いします。

なお、政府側より中村文部大臣、中野文部政務次官、齋藤初等中等教育局長、杉江大学學術局長が出席されております。

○田代富士男君 ただいま問題になっております国立養護教諭養成所設置法の一部改正案の中で、昭和四十年におきましては、すでに北海道の学芸大学、また岡山の岡山大学において設置されて、昭和四十一年度には育森、大阪、熊本の三カ所に養護教諭養成所を設置したい、かような計画がな

されております。この計画も一貫いたしまして、五カ年計画の五千二百名の養護教諭を養成したいという目的に対しての一環の対策じゃないかと思うわけなんです。ところが現在の状況を見てみますと、五カ年先の五千二百名という、このような目標にはほど遠いような感じがするわけなんです。

であるならば、当初の目的に対してどうしてこういうふうに進んでいかない状態であるか、当委員会におきまして、さまざま皆様方において検討をされたことと思いますが、あらゆる角度から言えることではあります。養護教諭というものは、職業の内容からして看護婦と相通する一面があるわけなんです。そこで、看護婦の志望者の状況、あるいは養護教諭の志望者の状況というのを考えていきますと、いずれにいたしましても、どちらも不足している状態でありまして、ところが同じ不足している状態にありましても、養護教諭のほうが志願者が少ない。そういうことは、一面から考えていくならば待遇の面にもあるんじゃないかというところが考えられるわけなんです。そこで、一般の看護婦の初任給と、また養護教諭の初任給と違

いがあるかどうか、その点を最初に御説明願いたいと思います。

○説明員(安養寺重夫君) 大学を出まして、小学校または中学校の養護教諭になります者の初任給は、現在、教育職俸給表(三)の適用を受けてまして二の四、一万三千円というところでございます。また現在問題になっております三年制度の養護教諭養成所の卒業生または三年短大の卒業生で養護教諭になります者の初任給を、同じ小中学校で申しますと二の二というところになりまして、二万二

百円という形になります。他方看護婦は、やはり高等学校を卒業いたしました、三年のスクーリングによつて看護婦の免許資格が取得できるわけでございます。その時点で比べますと、医療職の

俸給表を受けまして、初任給が一万九千七百円という形になるわけでございます。初任給のところの比較を申し上げますと、ただいまのような形になっておるわけでございます。

○田代富士男君 いま御説明のありました金額でまいりますと、養護教諭の初任給のほうが高いという数字が出てくるわけなんです。看護婦の初任給よりも高い。ところが養護婦の初任給が高いにもかかわらず、そういう志願者が少ないという、その根本原因というのはどこにあるんですか。その点をお願いいたします。

○説明員(安養寺重夫君) 現在、養護教諭の資格をとりまして、資格を有する者のみが養護教諭に採用され得るといふ形になっており、教育職員免許法でその詳細が規定されておるわけでござい

ます。しかれば、どういふところの学校もしくは教育機関を経た者が養護教諭になっておるか、もしくは資格をとっておるかというのをかいつまんで申し上げますと、まず一つは、大学なり、短期大学を出る者、この者につきましては、同時に他の教諭の資格をとるという場合が通例でござい

まして、養護教諭になるよりも他の教諭のほうに採用を希望するといふような形が出てくるというふう

にわれわれ見ておるわけでございまして、その点では二以上の資格をとりまして他に就職を求めるといふ傾向から、あまりこれらの学校卒業者に期待をすることが困難な時点にあるんじゃないかというぐあいには觀察いたしております。それから第二番目の供給源といたしましては、保健婦の養成所というのがございます。これは看護婦の資格をすでに得ましたものが、その後、半年以上の必要な教育を受けるわけでございまして、たまたま現在の免許制度では、この保健婦になります際に、さらに特別の教育を付加することによりまして、養護教諭の資格が取得できるという方法を講

じてございます。したがって、それらの機関の卒業
者で、養護教諭の資格を取得する者が最近ふえて
まいっております。しかし、これは本来、看護婦
なり養護婦になる者のためにつくられた特別の教
育機関でございまして、あわせて養護教諭の資格
も取得できるという仕組みをそこへ付加するわけ
でございまして、その結果、養護教諭の資格を取り
ました者の全員が養護教諭になるということとは、
きわめてあり得べからざるかっこうになっており
まして、この点におきましても、やはり養護教諭
の供給というものが不安定であるという実態であ
ろうと思っております。そのほか、今回御審議
をいただいております国立の養護教諭養成所とい
うものをつくるわけでございまして、また、府県
立におきましても七カ所、現在、養護教諭の養成
のみを目的とする機関がございまして、こういうと
ころの卒業生になりますと、これは目的はきわめ
てはつきりしておりますので、したがって、その
卒業生も就職をいたしておりますし、国立の養成
所の卒業生もさぞかしそうであろうと期待をして
おるわけでございまして、なお、このほか、実は
現行の制度では、すでに看護婦の免許資格を取り
ました者を、八つの国立大学に一年間収容いたし
まして、養護教諭の資格を取らせるという特別の
課程を設けております。これもすでにだんだんと
卒業生を出してあるわけでございまして、やはり
このように特別の課程を設けました際には、卒業
生はほとんど全員といたしていいほど養護教諭に
なつてくれているというふうな実態でございま
す。そして新規に学校を出る、あるいは特別の教育
機関を出ます者の資格の取得の方法なり、その経
過というものは、いま申し上げたとおりでございま
す。なお、このほか、いま御指摘でございました
五カ年における年度計画における必要定数の充
当につきましましては、現在、公立の小中学校に約四
千名近くの養護職員という方がおられて、養護
教諭とはほとんど同等もしくは準ずる仕事をなさ
つておられるわけで、こういう人々に資格を取得し
ていただきますと、養護教諭に配置がえをする

いうようなことも重ねてわれわれとしては考えて
おりまして、まあ計画の充當といたしましては、
そういう全体の中からこの計画の達成をもくろん
でいるという状況でございまして、

○田代富士男君 いまの御説明でいろいろ対策を
講じていらっしゃることもよくわかりましたが、
いまの話にありましますとおり、看護婦の資格を取
る途中において、すでに養護教諭の資格を得られ
ると、そういうような現在の経過になっているわ
けなんです。であるならば、もつと養護教諭とい
うものが、ただ単なる看護婦になる途中において
資格を得られるのでなくして、この養護教諭とい
うもの自身に、志願する人々が魅力を持つような
おもに女性の人が主体である関係であります、
それになりたいたと、女性のあこがれの職場となる
ようなものを持つていくならば、現在の五カ年計
画でなされている、そういういろいろな対策をよ
り増進することにもなるのじゃないかと思つて
なんです。そこで、魅力のある、そういうような
看護婦の免許を取る途中で得られるのでなくして、
そういう適切な、女性のあこがれの的になるよう
な職場にするための対策はどうでございまいし
ょうか、その点ひとつよろしく願ひいたします。

○説明員(安養寺重夫君) 養護教諭の資格を取り
ます場合には、普通の教科の先生と同じように、
大学なり短期大学でそのための必要を勉強をして
いただくという制度のほか、看護婦の資格を取
ることにプラスをして養護教諭の資格も取り得る
というふうな道を拡大しているわけでござい
ます。その点一般の先生方と同じ制度プラスアルファ
というところで人材を求めようという形に免許制度
自身が仕組んであるわけであります。さて、いま
御指摘の、女性の方々がなべて魅力ある職業とい
うことで就職することを御希望していただくよう
に、ぜひなつていただきたいと思つてござい
まして、先般来、本委員会でも養護教諭の待遇の
改善なり、あるいは勤務条件の整備であるとか、
いろいろ御指摘がございまして、文部省といたし
ましても、単に充足計画を終了するばかりに、今後

さらに拡大、充足をしていくという方向に向かい
まして、いろいろそういう面をあわせて十分検
討し努力をするつもりであるということをお申
していただいております。そのように努力をい
たしたいと思つておるわけでございまして。

○田代富士男君 この養護教諭の養成の問題です
が、これは諸外国においても行なわれていると思
いますが、外国のこういう養護教諭がスムーズに
運営されているという、そういう例がありました
ならば御説明願ひたいと思ひます。

○説明員(吉川孔敏君) 私どもで調べましたとこ
ろでは、具体的な数とか、そういうものはわかり
ませんが、スクール・ナースという形におきまし
て、外国の、特に欧米で一般の学校に置いてお
るようでございまして、その養成とか、そういうこと
につきましましては具体的な資料を持ち合わせており
ません。

○田代富士男君 まあ現在手元に資料がないそう
でございまして、アメリカでは、そういう過渡期
にあつては現在の看護婦の人がパートタイムのよ
うな形で一時的に補充してきたというふうなこと
もなされているというふうなことを聞いておりま
すけれども、各学校には資格のない人々も設置し
てあると思ひますが、何しろ兼任で学校を担当し
ているような人もありますが、いま過渡期の対策
としてそういうようなことをお考えになつていま
いかどうか、そういう点をお聞かせ願ひたいと思
ひます。

○説明員(安養寺重夫君) 現在、公立の小中学校
に約四千名の養護職員、これは具体的には学校看
護婦、学校保健婦、いろいろ職名がございまして
が、おられました、そのうち約千二、三百名は現
在すでに養護教諭の資格を持っておられる、他の
二千七、八百名の方々は無資格者であるというよ
うな現状でございまして、そこで、われわれのほう
では、本年度から向こう六年をかけたしまして、文
部省が府県教育委員会とも共催で、これらの人々
の資格付与の講習会を実施することになつたわけ
でございまして、おかげさまで本年度はきわめて順

調に、二十県ばかりでこの計画の第一段階が着手
し終わつたわけでございまして、引き続き次年
度以降も充実した計画を実施したいというよう
なことで、来年度の計画等につきましても、現
段階では府県と相談をしておる最中でござい
ます。

○田代富士男君 いま六年先までの計画を立てて
いらつしやると思ひますが、この問題は養護教諭
だけの問題でなくして、やはり看護婦との関係が
あると思つておられます。もしも看護婦の増員が
なされて余裕が出てくるような、そういう時期が
到来するならば、そういう人々の中から養護教諭
という道も大きく開けてくると思つておられます。
ところが、現在の看護婦の実態は、どうしても必
要な定員は日本の国で二十五万三千人なくちゃ
ならない。このような数字が出ておられます。こ
ろが、現在の看護婦の数は二十万一千人で、約四
万人が不足している、これが現在の状況じゃない
かと思つておられます。そこで、この看護婦の毎
年の増加は二万五千人ぐらゐが毎年増加してい
るわけなんです、そのうちに現在看護婦でありな
がら、年齢的な問題、あるいは家庭的な問題、そ
のような諸条件が入りまして、看護婦をやめる人
が一万人程度見込まれております。そうすれば、実
際の増員は二万五千名でございまして、一年間に
一万五千名の増員がなされるわけなんです、数字
の上であります。この計算でまいりますと、いま
から五年先の昭和四十五年でなかつたらば、い
ま予定されております定員の二十五万三千人に
は達しない。これはまあ文部省とは直接関係があ
りませんが、連带的な関係のあります看護婦の状
況であるわけなんです。さすれば、いまだのよう
にこの養護問題に取り組んでも、一時的な対策で
なくして、母体となるべき看護婦自身の、こ
ういう将来の目標というものが立てられてい
るわけなんです。これに対する養護教諭の問題等も、
将来、六カ年計画ということがありましたけれ
ども、もつとこういうこと、具体的な対策をお
聞かせ願ひたいと思つておられます。よろしくお
願ひします。

○説明員(安養寺重夫君) 養護教員になります者は、教育職員免許法でその必要な資格が規定してございます。現行の規定でまいりますと、看護婦の資格を有するのみでは養護教諭の資格が取得できないというような制度になっておりまして、

でございますが、先ほど申し上げましたように、一級は大学を出た者の初任給、二級の者は短大二年あるいは三年、それぞれの資格に応じてスクーリングの長さによりまして初任給の格づけがされるという形になっているわけでございます。

○千葉千代世君 私は国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案について、日本社会党を代表して、次の三点を付して賛成の意を表する者でございます。

本法案の審議の過程で明らかにしたことは、

次に、国立養護教諭養成所、それからその他文部大臣の指定の養成所、これを合わせて約四十五ございますが、その中に国立が十一ございます。すなわち、三十七年に国立が五カ所できたんですが、これはいま安養寺養成課長が述べられたように

その看護婦の資格を持つておられる方々が、新制高等学校を卒業されておるといふ学歴をお持ちの人でございしますれば、養護教諭という形で学校にお迎えすることができなわけにございします。したがつて、さういふ道をいろいろと講じますれば、まあ現在やつておるような講習会、今後必要であればなお検討する必要があるわけにございします。のでいろいろ御指摘のような範囲で幅を拡大いたしまして、なお今後検討いたしたいと思つております。

○田代富士男君 いまのそのような資格の問題を論じてまいりますと、志願者を取る場合にも、これは現在の大学の設置場所と同等の立場で取つていかなくちやならないわけなんですが、それは將來の問題といたしまして、現在は、四十年代北海道、岡山、四十一年度には青森、大阪、熊本と、このように設置されるわけなんですが、こういうことは今後充実していかなくちやならないし、当然われわれもそれを望むわけなんです、今後も

第一に、第四十回国会における参議院文教委員会
で政府が約束した養護教諭充実五カ年計画がその
効力を十分に発揮していないということとござい
ます。ですから、この計画どりの実施を必ずす
るような今後の措置をしていただきたい。すなわ
ち、地方支弁によつて、いまだに免状がありな
がら養護婦という身分で置かれておつた方がたぐ
さある。ですから第一番に、この地方支弁で免許
状がありながら任用がえできなかった者を早急に

に、これは看護婦の免許状を持つておる者、これに一年の養成課程を付して、具体的には高等学校を卒業して三年看護婦の修業をして、そうして看護婦の免許状をもらつと、それにプラス一年の養成課程を施して一級、これが五力所でございます。それから三十八年には三力所、これも同じく一級の免許状、四十年度にこれは法案として国立が二力所ですが、これが高校卒三年ということ、ここに免許状を二つ、二級の保健とそれから養護

○田代富士男君 いま具体的なことがあまり聞けなくて残念ですが、養護教諭の資格の問題でありませんが、一級と二級とに分かれておるわけなんです、この資格を待遇との違いについてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

いろいろ設置場所を検討していらつしやると思ひますが、予算の関係等もあります、しかし、すみやかに樹立しなくちゃならない問題でありますし、今後この設置場所をどういう方面に置かれるか、これはもちろんそのような不足をしている地

各県においてまず任用していくということ、それから、ただいまの質問の中にもございましたが、六年がかりで講習計画がされておって、第一年度、ことしたくさん受講したわけでございますが、その受講の過程で、まあ二県に一票ということでご

教諭、二つを付与してゐるわけです。四十一年度も同等です。先ほど御答弁の中に、愛知、徳島、茨城等がまだ残つてゐるということで、これも同じ構想だということが、この間、答弁の中にあつたわけですが、私はこの国立を含めて十三カ所、

○説明員(安齋寺屋夫君) 養護教諭の免許状は一級、二級と区分がございます。一級の免許状を取得できます者は、まず四年制大学を出まして学士の称号を有してゐる、そうして必要単位を取得しておるという者でございます。また、保建婦の

域に優先的に置かれると思いますが、将来の予想をお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員（杉江清君） 当初から国立養護教諭養成所は八カ所に設けるということでその実現に努力してきたわけであります。で、四十年度中二カ

さいいますから、たいへん遠くに行かなければならないわけです。その費用の負担がかなり個人負担になっておるといことが多いのです。ですから、やはり国が政策をもつてこれを実施していくからには、本人の負担にならないような方途を講

十三カ所を含めて四十五カ所になりますか、これらの卒業状態を見ますと、卒業した中でよそに流れていく者、それを引いていっても四十一年度の卒業養護教諭の定員増については、四十一年度の卒業生から求められる指定養成機関六百十五名、それ

養成機関がごさいますが、その卒業生に必要な資格を取りました者、また看護婦の資格を得ました者で、やはり必要な教育をさらに受けました者、こういう者に対して一般の普通免許状が取得

所、四十一年度に三カ所つくられるわけでありまして、残されたものは一応のまあ計画ではございますけれども、茨城大学、愛知学芸大学、徳島大学と、この三つでございます。これらについては、

じなければならぬ。具体的にいえば、学校にいつております出張旅費等が、これらの方々になかなか分けられていないということも聞いているわけでございます。それからそれに付随して年齢の間でございまして、これら等の中で用ひつゝ

からそのほか二百四十名、これが加わりますが、とにかくひつくるめてこれだけしか出てこないわけです。そうすると、五カ年計画の終わったあとは一校二名必置と、こういうことで進んでいくところ、二つの構想を考えたことになり、まだ足ら

をさるゝわけでございます。また、われは四年制の
大学卒業相当レベルというようなスクーリングの
終了者をもって、一応一級という格づけをしておる
わけでございます。二級の養護教諭の免許資格は
大学に二年在学する、いわば二年制短大卒業、あ

○委員長(二木謙吾君) 厚かに御発言もなければ、
全体計画の樹立をまつてそれに即応して考えてま
いりたいと思っております。

なつたように、採用していく条件の中で、選考基準と申しましようか、その県によつて年齢の制限があるわけです。この五カ年計画が初め設定されました当時は、かなり各県で年齢の制限をゆるめ

それから、いま申し上げましたように、養護教諭養成機関を出てもよそへ流れていくという、そのことに努力していただきたい。

るいは不目、御審議いただいております国立の養護教諭養成所のごとく、高校を出まして三年のスクーリング、短大三年の終了者、まあこういうスクーリングの終了というところに着目をいたしまして二級という格づけがあるわけでございます。

ば、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二木謙吾君） 御異議ないと認めます。
それではこれより討論に入ります。御意見のあ

て採用しておったところもございますが、このごろはなかなか、その緩和条件というものがありながら、県でなかなか御存じないために、一般教員と同じような採用年齢になっておるとのこと、こういうことがございますので、この行政指導を

のことがかなり多いんでございます。今回の調査で大体三五％という、こういうふうになっておりますから、このことに関連して問題となっておりますのは、保健の二級と養護教諭の二級を出しますから、これは保健のほうに流れていく可能性が

したがって、その一級、二級の給与面の取り扱い

るお方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

お願いしたいと思っております。

かなり多いんじゃないかという心配があります。

したが、いまして、前国会では、養護教諭の過重の負担にならないという附帯決議がつけられておつたんです。これが、心配しますのは、一つの例を申し上げますと、愛知で、昭和十二年から二十五年までに名古屋と岡崎師範に付設をして、その間に六百名養成されている。この六百名には養護教諭と小学校の教員の免状を付与したわけなんです。すると、教員が足りないという理由でもって、この養護教諭が一般の教員にほとんど五年以内に任用がえされてしまったということが出てきた。これは養護教諭自身の問題もさることながら、やはりここに問題点がございまして、せっかく二つの免状をやりながら、養護教諭にするための養成所をつくりながら、養護教諭でないということになりますと、これはたいへん目的が違つてきますので、その点についてもひとつまた配慮いたしたいと思つております。

それから第三には、育英資金の返還免除の件でございまして、これも前々国会から、養護教諭養成所、文部大臣の指定する養成所に学んだ者に対しては、奨学金の貸与と返還免除という、これを法的に裏づけてほしいという要望であつたわけですが、具体的には、国立養護教諭養成所の方々にだけ適用されて、文部大臣の指定の学校の方々にこれは適用されていなかった。で、これはやはり養護教諭の充足状況から考えて、再三述べられたように、どうしても足りないんだ、だから、これを補うために、この措置として、やはり文部大臣指定の学校の方々に適用していただきたい、このように思つたものでございまして、まだいろいろ述べたいのでございまして、討論の中でかなり明らかになっておりますので省略いたします。以上をもつて私の賛成討論を終わります。

○委員長(二本鎌吉君) 他に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(二本鎌吉君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。

国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案の問題に供します。本案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(二本鎌吉君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、おはかりをいたします。先ほど理事各位と御協議決定いたしました附帯決議案を、便宜、私より提案いたします。

まず、案文を朗読いたします。

国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、学校教育法第二十八条の趣旨にのっとり、養護教諭の充実について左記の事項のすみやかな実現をはかるべきである。

一、養護教諭の充足については、配置の現状にかんがみ、いつそう計画的な実現をはかり、あわせてその待遇の改善に努力すること。

二、国立養護教諭養成所の充実、増設等に努力するとともに、早急に大学の教員養成課程による養成について検討すること。

三、文部大臣の指定する養護教諭養成機関に対しても、日本育英会の奨学金の貸与及び返還免除の措置を講ずるよう努力すること。

右決議する。

ただいまの附帯決議案を、本委員会の決議とすることに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(二本鎌吉君) 全会一致と認めます。よつて、ただいまの附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

文部大臣より発言を求められておりますので、これを許します。中村文部大臣。

○国務大臣(中村梅吉君) ただいま本案について行なわれました附帯決議につきましては、御趣旨に沿ひまして、今後十分検討し、また努力いたしたいと思ひます。

○委員長(二本鎌吉君) なお、本院規則第七十二

条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(二本鎌吉君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたします。

○委員長(二本鎌吉君) 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き、これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言を願います。

○田代富士男君 当委員会においても、いろいろ御検討をなさつたと思いますが、二、三の点について御質問を申し上げたいと思ひます。

東京都のことしの例を考へてみますと、小学校の教員が非常に不足をした、そのために東京都におきましては教育委員会の方々を主体といたしまして、九州やあるいは東北地方へ教職員の募集にいかれたと、そういうことも聞いております。ところが、それに反しまして、中学校の教職員の方々は、不足どころか予備のそういう人々が出てきた、そのために中学校の教職員の人数が一部を高校へ、一部は小学校へというような配置転換をなされたということも聞いています。これは、このように考へてまいりますと、小学校、中学校と申しまして、高校にも影響がないわけはありま

せん。そこで、高校の立場といたしまして、こ

としあるいは来年、この近年の将来の見通し、そ

ういう点につきましましてどういうお考えであるか、お聞きたいと思ひます。

○政府委員(齋藤正君) 全国的に見ますと、四十年から四十一年にかけては、公立高等学校の生徒の減は二万七千名でございます。四十二年度は、これは推測が加わりますけれども、現在、各府県の見込みを集めましたところが、十二万程度の減ということに相なつたのであります。ただ、この趨勢は、前回もお答えいたしましたように、高等学校につきましましては、中小学校ほど減が著し

くなくて、現在の五百万台が全国で四百万前後のところまで安定をするという状況に相なるだろうと思ひます。

○田代富士男君 じゃ、現在のところは増減はあまり関係はないというわけなんです、どうでございましょうか。

○政府委員(齋藤正君) 先ほど申しましたように、四十年と四十一年度の差は、公立高等学校について見れば一七千人でございますが、明年の四十二年度になりまして、これは減がさらに著しく十二万程度の減を予想するのであります。

この傾向が大体四十五年くらいまでは若干の減を伴ひまして、四十五、六年で全国の国公私立を合

わせます高等学校の生徒数は四百万人前後になり、その数はベビーブームの始まりました三十八年度の三百八十万台よりは多いという見通しを持っております。

○田代富士男君 いまの見通しも関係すると思ひますが、東京都の例をとつて申しわけありませんが、これは東北あるいは九州へ行きましては例はまた違つてくるかと思ひますが、いま東京都におきましては、小学校五年生ないし六年生が一番最低である、それ以後はまた順次ふえてきている、こういうような傾向になつておるわけなんです

が、それに対する対策もこうした上のいまのお答えでございましょうか、その点よろしくお願ひいたします。

○政府委員(齋藤正君) 高等学校の生徒数の増減は、義務教育と違ひまして、府県によつてはなほだ区々でございまして、東京都のように進学率が九〇%をこえているというところでは、その中学卒業生の絶対減というものの影響を受けて、高等学校の生徒が少なくなる度合いが多いと思ひます。反面、東北あるいは九州の見込みとい

いますから、中学生の卒業生の減というものは響かないのであります。全国的に見ますと、先ほど申し上げたような傾向にあるということでございます。

○田代富士男君 いまの御説明で大体理解できましたが、次に、現在、小学校及び中学校の児童生徒の一学級の定員は四十五人まで逐次減少させることになっているわけなんです、それに伴いまして、高等学校においてもたゞいま御説明がありまして、たゞいま、ベビブームが終わったあとでも、この法律の本則の規定どおり五十人としていかれるつもりであるかどうか、その点をお願いいたします。

○政府委員(齋藤正君) 現在の公立高校の標準法は、本則は学級規模を五十名を標準といたしております。今回の改正案によりましては一年早く五十人の本則に戻し、それが四十二年度には第二学年、四十三年度は第三学年というふうに一年繰り上げた措置をとっております。ただいま御質問の点は、今後将来とも五十人を本則として考えるかどうかという点でございますが、これは状況の推移を見ながら私どもは検討してまいりたい、かように考えております。

○田代富士男君 その時代時代の推移を見ていろいろ決定されるということでございますが、高等学校の一学級の生徒の数というものは、教育的見地からして、それぞれの諸外国の例もあると思いますが、大体どのくらいが適当であるか、時代に相応して立てていくということもこれは大事なことであると思いますが、それと同時に、一応それを推進していく最高責任者として考えていかねければならないと思いますが、どのくらいが適当であるか、その点ひとつお願いいたします。

○政府委員(齋藤正君) 教職員の定数を考えます場合に、通常国際的な比較をいたしましては、生徒に対する教員の比率ということで比較をいたすのが通例でございます。これは一つの資料によりまして、アメリカでは二十二人に一人、イギリスでは二十人に一人、西独では二十一人に一人、フランスでは二十一人に一人という数字がございます。現在わが国の標準法を、かりに七百五十人の学級規模をとってみますと、教員三十三人という

形になりますので、これが二・七一人に一人という数字になっております。学級規模の点につきましては、これは通常学級規模と申しますのは、高等学校の場合にはコース、あるいは教科の与え方等、いろいろの形態が考えられまして、義務教育のように、初等教育のように簡単に考えられませんが、通常ホームルームを基礎といたしました場合に、的確な資料ではございませんが、私どものほうの担当者が見てまいりました傾向といたしましては、四十人ないし四十人以下、かようなところが相当だろうと思っております。

○田代富士男君 まあ諸外国の例もお引きいただきまして理解できましたが、アメリカ、イギリス等の私の手元にも資料がありますが、いまのお答えでわかりました。で、次に、高等学校設置基準に検討を加える場合は、学級の定員のほかに、ただいま申しましたそれ以外に、たとえば学科目、あるいは教員の組織であるとか、あるいは建物であるとか、こういうものは三者一体の関係にあるのじゃないかと思うわけなんです。ところが、児童の数というのは時代に應じて移り変わっております。教職員の数も移り変わっております。ところが、それを収容する建物というの、これは時代によって変わってくるだろうと思っております。この三者を一体にした総合的な考え方を持っていかなければならないし、一時的にその時代にあつて、これはこうであるという唯物的な物の見方であつてはならないと思うわけでありまして、今後こういう点について総合的な見地からどういうお考えであるか、最後に文部大臣にお考えをお願いいたします。私の質疑を終わりたいと思っております。

○国務大臣(中村梅吉君) 御指摘のとおり、確かに設備、人員、教育、こういうものは総合的でなければならぬことはお話のとおりだと思います。今後とも文部省といたしましては、そういうような観点に立ちまして、高等学校教育の充実を期してまいりたいと思っております。

○委員長(二本謙吾君) 他に御発言もなければ、

質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(二本謙吾君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○松永忠二君 私は日本社会党を代表いたします。設置、適正配置及び教職員定数の標準法等に関する法律の一部を改正する法律案に反対の討論を行なうたいと思つております。

昭和三十八年度の入学から昭和四十三年度の入学者について、高校の生徒急増という見地から、学級編制の標準について、附則に基づいて普通科については五十五人、実業科については五十人、なお、教職員の定数についても変更を加える措置が行なわれておたつたわけでありまして、ところが、今年度、昭和四十一年年度には、すでに減少期に入る府県もありましたので、附則を改めて、学級編制と教職員数の標準を改めるという措置が行なわれたわけでありまして、この法律案がそういう立場からこの改正をするに於いて、関係の方々が非常に御努力をなすつてこられ、成果をあげることができました。これについては私たちが心から賛意を表したいところであるわけでありまして、ただ、しかし、私たちがここで反対をせざるを得ませんのは、公立高等学校の標準に関する法律案は、高校生の急増期を前にして定められた法律でありますので、おのずから暫定的な性格があると私たちには考えられるわけでありまして、特に、学級編制の標準については、普通科が五十人、実業科は四十人ということになっておるわけであり

ますが、すでに公立の義務教育の諸学校の標準法においても、本法は四十五人を学級編制の基準としておるわけでありまして、したがって、この編制の基準等を改めていくということは、当然、今後なされなければいけないことであると思つて、あるいはまた、教職員の定数にいたしまして、教諭、養護教諭、実習助手あるいは事務職員の数も

なかなか十分でないというようなところについては、各方面から強く指摘をされておるところであるわけでありまして、また、現に高等学校の設置基準というものが省令で定められておつて、学級編制の基準は四十人以下とする、教職員定数についても相当高い基準が設けられておるのでありますから、われわれからいたしましては、この際、これらの問題について、抜本的な改正が提案される措置等も考えていくべき時期にきているという感じがするわけでありまして、特に、昭和四十四年度には本法が適用される時期にきているのでありますから、そういう意味で、この標準法をより高度な立場から検討する必要があるのではないかということを考えるのであります。

以上の趣旨に基づきまして、私たちは、本法案が提案をされるに至りました経過の中で、各政党並びに政府等が努力をされたことを多としながらも、これらの観点から、われわれの党といたしましては、反対の態度を表明をしたいと思つております。

以上で討論を終わります。

○久保勲一君 私は、自由民主党を代表して本法案に対し賛成の意見を述べたいと存じます。

本法案は、第一には、すでに高等学校生徒の急増期を終わつて減少期に入つた都道府県について、現行の経過措置の規定の不合理を是正し、正常な学校教育を確保し、教育水準を維持するため、きわめて当然な措置であると思つております。

第二は、昨年来、高校生の減少期に入つた各府県から、数多くの請願が提出されておりました。が、今回の特例措置はこれら地方の要望にもたえるゆえんであり、その意味からも、この際まことに適切な措置であると信じます。

以上の理由により本法案に賛意を表するものであります。

○委員長(二本謙吾君) 他に御意見もないようでございますが、討論は結局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(二本謙吾君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案の問題に供します。本案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(二本謙吾君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、おはかりいたします。先ほど理事各位と御協議、決定いたしました附帯決議案を、便宜、私より提案いたします。まず、文案を朗読いたします。

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、高等学校における教育水準の維持向上をはかるため、高等学校設置基準本則の実現を期して、本法の抜本的改正を行なうよう、速かに検討し努力すべきである。

右決議する。

ただいまの附帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(二本謙吾君) 多数と認めます。よつて、ただいまの附帯決議案は多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、中村文部大臣から発言を求められておりますので、これを許します。中村文部大臣。

○国務大臣(中村梅吉君) ただいま御決議になりました本法案に対する附帯決議につきましては、政府といたしましても、その御趣旨に沿ひまして十分検討、努力をいたしたい所存でございます。

○委員長(二本謙吾君) なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(二本謙吾君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十七分散会

昭和四十一年四月六日印刷

昭和四十一年四月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局